

意見案第 3 号

高速道路網の早期整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 10 日

北海道議会議長 神 戸 典 臣 様

提出者	北海道議会議員	喜 多 龍 一
	同	沢 岡 信 広
	同	久 保 雅 司
	同	戸 田 芳 美

高速道路網の早期整備を求める意見書

本道の高速道路網は、これまで有料道路制度のもとで、着実に整備が進められてきたものの道央圏を除いては、いまだ十分なネットワークを形成しているとはいえない状況にある。広大な面積を有し、都市間距離も長く、人流も物流も自動車交通を利用する割合の高い北海道としては、我が国における役割をしっかりと担い、さらに道内の経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図る上で、高速道路ネットワークの早期形成は、道政の最重要課題である。

しかしながら、昭和 32 年の国土開発縦貫自動車道建設法制定時の全国 3,028 キロメートルの計画において、また、昭和 41 年の国土開発幹線自動車道建設法で定められた 7,600 キロメートルの高速道路網においても、全国の供用率がほとんど 100%に達し、県庁所在地を結ぶ高速道路ネットワークが既に構築されているにもかかわらず、北海道はいまだ 50%に満たない状態で、背骨となる道内中核都市を結ぶネットワークでさえ、いまだ形成されず、他県と大きな格差があるのが実情である。

よって、国においては、北海道の実情と役割を十分踏まえた上、引き続き整備に必要な財源を確保し、計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1. 高速道路網の形成は国土政策の根幹にかかわるものであり、料金収入を最大限に活用した有料道路方式とこれを補完する新直轄方式により、国の責任において整備計画区間を早期に整備すること。
2. 高速道路はネットワークを形成して初めて期待される効果を発現し得るものであり、整備計画区間の凍結などは断じて認められないこと。
3. 道路関係 4 公団の民営化の検討並びに新直轄方式による整備区間を選定するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
行政改革担当大臣

各通

北海道議会議長 神戸典臣